

《歴史研究》

戦国大名毛利氏の尾道町支配と渋谷氏

松井輝昭

〔要旨〕 戦国大名毛利氏が尾道町を直轄領に組み入れたのは、早くても天正十九年（一五九二）頃までしか遡らない。備後国衆木梨氏がそれまで、「尾道町の領主」の立場にあった。尾道町の町衆の一人、渋谷与右衛門尉は武器・兵糧米などの調達・輸送に当たり、自ら戦場に軍勢を運ぶなどして、毛利氏に「馳走」を致したので、商人として「海の男」として大きな信頼を勝ち得ることができた。ところが、渋谷与右衛門尉は「尾道町の領主」木梨氏と反目するようになり、尾道町から追放されかねない事態になったので、毛利氏は内々にそれを押し止め、彼にも自重を求めたのである。渋谷与右衛門尉が天正十九年末に二〇〇石の給地を得たのは、朝鮮侵略の準備を調えるために、毛利氏が「七端帆の船」（役船）一艘の提供を求めるためであった。渋谷与右衛門尉は役船による奉公を始めとして、毛利氏のため随分の「馳走」したが、彼に宛てた毛利輝元の直書を手にすることができなかった。渋谷与右衛門尉が戦場で戦う「武士」ではなく、商人・廻船業者として見做されていたため、文書様式のうえで一步下がった取り扱いを受けたのである。だが、渋谷与右衛門尉はその一方で、毛利氏の奉行人から丁重な応対を受け、また特別の配慮を被っていたことが知られる。これは毛利氏が渋谷与右衛門尉を大切な人物と考えていたからである。

はじめに

戦国時代に入ってもなお、備後国の尾道町は中継貿易港（遠隔地交易の拠点）として繁栄していた¹。しかし、この時期の尾道町に関する史料の大半が、戦国大名毛利氏の御用商人とされる渋谷氏の文書であり、それも天正十年（一五八二）

以降のものに限られる。このような厳しい史料制約を反映してか、戦国時代の尾道町支配に関する研究は余り進んでいないのが現状である。⁽²⁾

さて、戦国大名毛利氏にとっても、鉄炮や弾薬あるいは兵糧米などの、軍事物資を円滑かつ迅速に調達するため、遠隔地交易の拠点として栄える尾道町を、その支配下に収めることは緊要な課題であったと思われる。⁽³⁾だが、毛利氏が尾道町の支配を始める時期について、備後国衆木梨氏の地位をどのように考えるかで、その見方が大きく二つに分かれる。⁽¹⁾尾道町が毛利氏の支配下に入ったのは、弘治元年（一五五五）十月の厳島合戦の直後と考えられる。備後南部の有力国衆木梨氏と尾道町との関わりが、ここではほとんど捨象されている。ところが、木梨氏は戦国時代の初めに、尾道町に勢力を有していたことが知られるから（『備後国史』二、⁽⁴⁾）、この説を無批判に受け入れることはできないだろう。⁽²⁾毛利氏は文禄四年（一五九五）十一月頃までに尾道町を直轄領に組み入れ、町衆の泉屋一相と笠岡屋又左衛門尉にその代官職を預け置いた（『小冊』）。つまり、文禄四年十一月頃を境として、戦国大名毛利氏が国衆木梨氏に代わって尾道町を支配するようになった、という理解である。⁽⁴⁾二人の町衆への代官職預け置状による限り、以上のように考えることもできる。また、木梨氏は天正十二年（一五八四）に尾道権現山に本拠を移したが、文禄四年には毛利輝元の勘氣に触れて周防国へ転封になったと伝えられる。⁽⁵⁾後者の説の当否を確認するためにも、木梨氏と尾道町との関わり方を明らかにする必要がある。

ところで、戦国大名毛利氏とその御用商人とされる渋谷氏との関わりも、国衆木梨氏への配慮が見られないため、関係文書の理解にいささか無理が認められるように思う。また、戦国時代の尾道町の町衆についても、これまでほとんど検討がなされていない。

そこで、本稿では、残された文書について丹念に検討を加えながら、次の手順で考察を進めることにする。最初に、尾道町における国衆木梨氏の立場を明らかにする。次いで、毛利氏の給地賦りを手掛かりとして、尾道町の町衆の在り方に触れる。最後に、戦国大名毛利氏と渋谷氏との交わり方、さらにその特色についても述べることにする。

一 尾道町における国衆木梨氏の立場

(1) 尾道浄土寺の梵鐘鑄造をめぐる

御調郡宇津戸の丹下氏は室町時代の中頃より、備後守護山名氏から鑄物師の「國中惣大工職」を命じられ、備後国内の鑄物師の棟梁としての地位を占めていた（「木下文郎」）。戦国時代に入ると、丹下氏は上原豊将らより三谷郡を除く備後国の「鑄師大工職」が安堵された（「真継」）。丹下氏は備後の有力国衆上原氏の庇護を受けるようになったのである。その権益は寺の梵鐘から鎌などの小物に至るまで、すべての鑄物製品に及んでいた（「木下文郎」）。しかし、戦国時代も後期になると、尾道町などの鑄物師の中には、丹下氏の支配に従わないものも現れるようになり、上原氏や木梨氏のような備後国衆、さらには毛利元就や小早川隆景らをも巻き込んだ争いになった。その代表的なものが尾道浄土寺の梵鐘鑄造事件である（「浄土寺」三七・五四、「木」）。

浄土寺の梵鐘鑄造事件が解決するまでに、かなり長い年月を要したようである。この事件に関する一連の史料の中で、次に掲げる文書が最も古いものと考えられる。

【史料一】

尾道浄土寺鐘被鑄之由候、尤珍重候、於様体者如前々可被仰付事、可然候、為御分別候、恐々謹言、

十二月二十五日

木梨殿
進覧之候

（乃美）宗勝（花押）
（尾玉）就忠（花押）

（浄土寺）
（五四）

史料一の差出人に名前を連ねる両名は、毛利氏の奉行人児玉就忠と小早川氏の警固大将乃美宗勝であつて、いずれも毛利・小早川両家中を代表する人物といつてよい。さて、浄土寺長老は梵鐘を鑄造するのの際して、まずは小早川隆景にその旨を願ひ出たものと考えられる。しかし、隆景は一人で判断することをせず、腹心の乃美宗勝に命じて毛利元就・隆元と相談させたのである。その結果、このように両家の重臣が連署する、いささか変則的な書状が国衆木梨氏のもとに送られることになったのであろう。なお、差出人の一人、児玉就忠は永祿五年（一五六二）には亡くなっているから、史料一はこれ以前のものということになる。それでは、差出人の名前からして強圧的に思える、この書状にいかなる意味合いが籠められていたのだろうか。書面を素直に読むならば、浄土寺の梵鐘を鑄造するのに、「如前々」に仰せ付けるよう、分別されたいということになる。ところが、前例のとおり丹下氏に、浄土寺の梵鐘を鑄造させよという申し入れであれば、あえて史料一の書状を出す必要はないように思える。この「如前々」という言葉には、全く別の意味が籠められていたのであろう。小早川氏奉行人が御調郡八幡の渋川氏に宛てた書状に、先年尾道の鑄物師が浄土寺の梵鐘を調べたとある（（木下文））。尾道に鑄物師がいたことは、この他の史料からも確認できる（（「真鑑」一））。また、浄土寺の撞鐘を調えるのに、元就・隆元が「鑄物師大工」の往昔の筋目を押さへ置いたとも見える（（同上））。浄土寺長老は尾道の鑄物師に梵鐘を鑄させようとしたからこそ、わざわざ小早川隆景にそのことを願ひ出る必要があつたのである。しかし、この願ひ出が往昔の筋目と異なる以上、隆景も簡単に結論を出すことができず、父元就や兄隆元の判断を仰ぐことになったものと推測される。浄土寺長老は尾道の鑄物師らの期待を受け止め、毛利氏もまたそのことを了承したうえで、国衆木梨氏に申し入れをしたのが史料一の書状ということになる。毛利氏は尾道町で成長していた鑄物師らの期待に答えてこの決定を下したわけだが、国衆木梨氏への申し入れという形でしか、その実現を計ることができなかったのである（（七））。

ところが、宇津戸の丹下氏は「国中惣大工職」の權益を回復するため、備後国の有力国衆上原豊将を頼んで巻き返しを

計ることになった。上原豊将は丹下氏を支配下に置いていたから、毛利・小早川両氏にその歴代の諸証文を提示して、積極的な働きかけを行い権利の正当性を主張したわけである（〔本下氏家譜〕四）。しかし、この争論は豊将一代では終わらず、息子の元将の代にまで引き継がれることになった。なお、上原元将は毛利元就の娘を妻にしていたものの（〔江氏家譜〕下）、浄土寺の梵鐘鑄造をめぐる争いは、元将の意向に沿った形では解決されなかったのである。

【史料二】

（切紙）

当寺鐘之儀、於廿日市雖被鑄立候、宇津戸大工依申分于今不取上之由候、就夫安国寺差出候、有御相談、可然之様御調專一候、自然元恒元将雖有存分、善事興隆之儀候条、可異見候、万々任西堂演説候、恐々敬白、

十二月十七日

（小早川）
隆景（花押）

浄土寺
侍者論師

（〔浄土寺〕
三七）

さて、史料二によると、浄土寺長老は尾道町の鑄物師ではなく、安芸国廿日市の鑄物師に梵鐘を鑄造させたことが分かる。しかし、宇津戸の大工（丹下氏）が異論を唱えたため、鑄造された梵鐘を吊ることができなかった。浄土寺長老には早くから丹下氏との厳しい対立は予想できたはずである。それにもかかわらず、あえて丹下氏との争いを選択したのはなぜだろうか。浄土寺長老と尾道町の鑄物師との親密な関係を考慮に入れないと、この謎を解くことは困難であろう。戦国時代後期の尾道町には、丹下氏の指示に従わない鑄物師がすでに成長していて、浄土寺長老は彼らと深い結び付きがあったからこそ、このような厳しい選択をしたものと考えられる。そして、毛利氏もまたさきに述べたように、親類筋の上原元将の申し入れがあるうと、尾道町の鑄物師を押さえ付けるような決定は下さなかったのである。尾道町の鑄物師の成長を間接的に支援したといえる。

尾道町の支配者木梨元恒の場合、同町の新興の鋳物師らの期待とは裏腹に、同じ備後国の国衆仲間である上原元将に同調して、浄土寺の梵鐘が鋳造されてもそれを吊ることを認めなかったのである。木梨元恒は尾道町を勢力基盤としながら、その鋳物師らとは対立関係にあったようである。浄土寺長老が尾道町の鋳物師に梵鐘を鋳させようと、そのことをわざわざ小早川隆景に願ひ出たのも、両者のこのような対立関係を前提にして考えると理解しやすい。

廿日市の鋳物師が鋳造した梵鐘を吊すため、小早川隆景らは「善事興隆之儀」であるからと上原元将を強く説得したわけであるが（〔浄土寺〕）、彼が納得すれば木梨元恒もまたその意向に従う図式が読み取れる（〔其鑑〕）。木梨元恒は備後国衆として上原元将と盟約を結んでいたためか、自領の尾道町の鋳物師の成長を押さえてでも、その信頼関係を取り繕おうとしたものといえよう。木梨氏は備後国衆との盟約を支えとして尾道町を支配し、毛利氏はその外縁部から尾道町との結び付きを強めようとしていたのである。尾道町に対する木梨氏と毛利氏との立場は、以上の鋳物師との関わりを見る限り、相対立するものであったことが分かる。そして、すでに鋳造された梵鐘を浄土寺の鐘楼に吊すにさへも、国衆木梨氏の了承が不可欠だったのである。

なお、毛利氏が天正十年（一五八二）に備中国で羽柴秀吉と対陣しており、上原元将は寝返って織田方に走ったと伝えられるので（〔江氏家譜下〕）、史料二は少なくともこれ以前の書状ということになる。天正十年以前の国衆木梨氏は尾道町の支配者（「尾道町の領主」）としての立場にあり、その意向に叛いては尾道浄土寺の梵鐘も吊すことができないほど、大きな権力を持っていたのである。

(2) 渋谷氏の尾道町追放

国衆木梨氏は「尾道町の領主」として、町衆とどのような関係を結んでいたのか、戦国大名毛利氏の御用商人とされる渋谷氏を例に検討することにした。次に掲げた史料三によると、渋谷与右衛門尉は木梨氏の手で尾道町から追放されよ

うとしたことが分かる。

【史料三】

渋谷与右衛門尉儀付而、去比尾道自代官所妙寿寺迄申越子細候歟、無心元候、彼渋谷事对此方遂馳走者之事候間、向後無相違居住候之様、元恒（木梨）江以内々可申試事肝要候、出入之儀共候ハ、令承知可得其意候、謹言、

八月廿三日

（毛利）
輝元（花押）

（徐封ウハ書）
「（墨引）」

（粟屋元真）
栗掃

輝元

（渋谷）
「（底六）」

まずは尾道の「代官所」の意味であるが、これは毛利氏が情報収集や物資の調達のため、当地においた出張所と考えてよいであろう。⁸⁾ その出張所から毛利輝元の側近妙寿寺宛に次のような報告があった。毛利のために「忠勤」（馳走）を励んでいる、渋谷与右衛門尉が木梨氏と仲が悪くなっており、尾道町から追放されるかもしれないという。木梨氏は毛利氏の御用商人とされる渋谷氏さえも、尾道町から追放できる権限を持っていたのである。輝元はこれを極力押し止めようと思つたが、彼ができることは奉行人粟屋元真に命じて、木梨元恒へ内々にその意向を申し入れて、彼の氣持を宥めることしかなかったのである。しかも、渋谷与右衛門尉と木梨元恒とのあいだで出入があるならば、その事情を聞いたうえで尾道町からの追放も致し方ないという。渋谷与右衛門尉のような、毛利氏のために尽力している商人であっても、領主木梨元恒と出入があれば追放も止む無しというのが毛利氏方の基本的立場であつたのである。木梨元恒は尾道町の町衆に対して、これほどの大きな権限を持っていたといえる。

なお、次の史料四によると、渋谷与右衛門尉はこの他にも、尾道町でいざこざを起こしていたようである。

【史料四】

（折紙）

其方之儀、當時其元被申分共有之由、被聞召及候、何様之儀候共、此節之儀可有堪忍候、其段肝要候、尚児玉長門守方ニ申候、恐々謹言、

十一月廿日

二宮太郎右衛門

就辰（花押）

佐世与三左衛門

元嘉（花押）

渋谷与右衛門尉殿

まいる

（「渋谷版」）
（三三）

渋谷与右衛門尉が誰から「申分」（申し開き）を求められているのか、この史料からだけでは明らかにできないが、「尾道町の領主」である木梨氏の可能性は十分考えられる。いずれにしろ、渋谷与右衛門尉が尾道町でいざこざを引き起こし、苦境に陥っているという情報が吉田郡山城の毛利氏中樞にも届いていたのである。それに対して、毛利氏奉行人が渋谷与右衛門尉に書状を送り、どのようなことであれこの節は「堪忍」するのが肝要であると、強く自重を求めることになったのである。毛利氏奉行人が御用商人とされる渋谷与右衛門尉の味方をするのでなく、そのいざこざが治まるように彼にひたすら自重を求めているところに、尾道町における毛利氏の立場の弱さを読み取ることができる。

渋谷与右衛門尉と毛利氏との結び付きが初めて確認できるのは、二〇石の給地の宛行を約束した天正十年（一五八二）五月十一日付けの捻文である（渋谷版）。おそらく史料三・史料四ともこれ以降のものであろう。木梨元恒は天正十年以降においても、「尾道町の領主」として町衆を追放できる権限を持つており、戦国大名毛利氏もまたその権限を容認せざるをえず、御用商人とされる渋谷与右衛門尉にも争いを起こさないように自重を求めざるをえなかったのである。

(3) 尾道町での毛利輝元の供応

毛利輝元は関白豊臣秀吉の求めに従い、天正十六年（一五八八）七月七日に吉田郡山城を發つて上洛の途についた。豊

臣秀吉の臣下としての礼を採るための、威儀を正した盛大な旅であったのである。七月二十二日の申の刻に京都に着いたが、そのおりに五、〇〇〇人余の出迎えの衆だけでなく、洛中・洛外から多くの見物人が集まったので、諸大名の都人にこれほどの結構はなかったと噂されたという。そして、七月二十四日の巳の刻には、小早川隆景・吉川広家・穂田元清らを引き連れ、関白豊臣秀吉の待つ聚楽第に出頭して、対面の儀が執り行われ、名実ともに臣下になったのである。また、この毛利輝元の京着に当たって、「金銀銭車、五拾余両ニテ淀ヨリ御引セ候」と記録されている。関白豊臣秀吉や天皇らへの進物として、膨大な量の錢貨や品物が都に運ばれたのである（『輝元公卿』（上洛日記））。

ところで、毛利輝元が天正十六年七月に上洛するとき、分国内の瀬戸内海沿いの有力国衆は一行が着くと酒食をもてなし、さらに名刀を進物として届けるなど、賑しい接待をしたのである。安北郡可部の熊谷信直・元直父子から始まり、御調郡糸崎の小早川隆景に至るまでこのような接待が確認できる。輝元が京都から下向した際にも、同じく宿泊地の領主の手で供応が行われ、そこへ国衆や家来らが出迎えに馳せ参じたのである。九月一七日の巳の刻に備後国の鞆に着くと、村上亮康が一献を進めるとともにいろいろ馳走し、「備後衆」も出迎えのために参上し多くの進物を差し出した。そして、同じ日の午の刻に鞆を發ち尾道に向かった（（上同））。

【史料五】

申ノ刻ニ尾ノ道江御着被成候、御宿ハ笠岡屋也、於此所木梨元恒御一献ヲ進上被申候、

種々御馳走有之、御供衆不残振舞有之、此所へ為御迎吉田衆各々被罷出候、銘々御進

物等難記事也、

（『輝元公卿』
（上洛日記））

尾道町では「笠岡屋」が輝元の宿に定められた。また、尾道町に着いた輝元一行を供応したのは、洪谷与右衛門尉と対立していた木梨元恒である。「御供衆」に残らず振る舞いをしたというから、木梨元恒にとっては大変な散財であつた

う。そして、出迎えのため、「吉田衆」も尾道町に参上している。史料五のこの短い文章の中に、尾道町の複雑な人間関係が凝縮されているように思える。しかし、輝元一行を供応した木梨元恒こそが、天正十六年九月の時点でも「尾道町の領主」であつたのである。そして、輝元の宿を提供した豪商「笠岡屋」もまた、木梨元恒の支配に服していたはずである。

二 毛利氏の尾道町の直轄化と給地賦り

(1) 尾道町の代官職預け置

「輝元公御上洛日記」の記事によると、尾道町や鞆浦は天正十六年九月の時点でも、まだ戦国大名毛利氏の直轄領に組み入れられておらず、依然として国衆木梨元恒・海賊衆村上亮康の支配下にあつたことが分かる。毛利氏が瀬戸内海有数の港町である尾道町や鞆浦を手に入れるには、これらの古くからの勢力を排除することが必要であつた。尾道町や鞆浦が毛利氏の直轄領（「公領」）となり、代官によつて支配が行われるようになったことが史料上で確認できるのは、次の史料六と史料七の出現を待たねばならない。毛利氏は遅くとも文禄四年（一五九五）十一月二十六日以前に、尾道町や鞆浦を直轄領に組み入れたと考えられ、ここに初めて二つの港町の富を掌中にすることができたのである。

【史料六】

公領
□
□

備後国御調郡

○米四拾貳石余

尾道

□代方百九拾四貫余

同所

□代六百三拾七貫余

同所

屋敷錢

戦国大名毛利氏の尾道町支配と渋谷氏（松井）

以上

右、為代官職預置候、猶堅田兵部少輔佐世石見守可申聞候也、

文禄四年十一月二十六日

○
（毛利輝元黒印）

いつみや

一

相

かさ岡や

又左衛門尉とのへ

（「小出」）

【史料七】

公領

一 鞆浦

右、為代官職預置候条、納所不可有油断候、猶堅田兵部少輔佐世石見守可申聞候也、

文禄四年十一月二十六日

輝元公

御印形

三上七郎右衛門尉とのへ

（「開聞録」
卷二八）

さて、史料六と史料七を比べると、同日付けで代官職が預け置かれたにもかかわらず、次のような違いのあることに気付くであろう。史料六では尾道町の納所高が挙げられているのに対して、史料七では「納所不可有油断候」とあるだけで、それがどれくらいになるのか分からない。あるいは鞆浦の納所高に関して、毛利氏の側に正確な資料がなかったためかも知れない。なお、代官職が預け置かれたのは、史料六では尾道町の二人の町衆（笠岡屋又左衛門尉・泉屋一相）であり、史料七では譜代の家来三上元安一人である。尾道町で二人の町衆に代官職が預け置かれたのは、笠岡屋又左衛門尉と泉屋一相を中心とする町支配組織がすでに生まれていて、毛利氏もそれを利用してしようと考えたものと推測される。史料六で尾

道町の納所高が明記されているのは、その先例を踏まえたものと考えれば理解しやすいように思われる。

差出人も日付も同じ代官職預け置状であるにもかかわらず、史料六と史料七とのあいだにこのような違いが見られたのは、尾道町と鞆浦の双方の町支配の在り方に大きな違いがあったからであろう。尾道町を勢力下においていた木梨元恒は、有力な町衆による町支配組織を介して当町を掌握していたと考えられ、毛利氏はその木梨元恒の支配を引き継いだものといえるだろう。ところが鞆浦の場合は、尾道町ほど町衆の成長が見られず、海賊衆村上亮康の直接的な支配が行われていたのではないかと推測される。⁽⁹⁾

国衆木梨氏や海賊衆村上氏が本拠（尾道町・鞆浦）を離れたのは、毛利氏の強い意向によるものであることは疑いのないところである。しかし、彼らがいつなぜ他国へ移ったのか、尾道町や鞆浦がどの段階で毛利氏の直轄領になったのか、いずれもこれまで十分な検討がなされてこなかった。ただし、渋谷与右衛門尉が文禄四年十一月二日付けで、毛利氏方に給地の「差出」を提出しており、またその中に「尾道居屋敷壱ヶ所分」が含まれていることからして、尾道町はこれ以前に毛利氏の直轄領になっていたと考えてよい⁽¹⁰⁾。「渋谷氏」⁽¹¹⁾。ところが、この「差出」に対する毛利氏の検地奉行の返書には、「先度之御差出口今又返進申候」と書かれており⁽¹²⁾、その時期はさらにいまだ少し遡らせることができる。毛利輝元の備後南部の豪族に対する第二弾の締めつけは、一族の毛利元康が出雲国富田城から神辺城に入った天正十九年（一五九一）頃から始まっていたという。また、「木梨先祖由来書」によれば、木梨元恒の息子広盛の代になって、天正十九年頃に毛利輝元の心に叶わないことがあったので、家臣らが豊臣秀吉の直臣になろうと画策したが、それが発覚してほとんど家の取潰し同然の処分を受け、周防国に僅かの領地をもらって移ることになったという。豊臣秀吉の命令によって、毛利氏の領国でも天正十九年の春から朝鮮出兵の準備を進めており、尾道町や鞆浦のような要港を早急に直轄領にする必要があった。だから、何かの口実を付けてでも、木梨氏や村上氏をこれらの港町から追い出そうとしたとも考えられる。とこ

ろで、古志清左衛門も木梨広盛の後見人として、豊臣秀吉の直臣になろうと画策した張本人の一人である（『木梨先哲』）。これに関連して注目されるのは、あとで掲げる史料八によると、古志氏旧所領一八〇石が天正十九年十二月七日以前に召し上げられ、渋谷与右衛門尉の給地として与えられていることである（『渋谷展』）。木梨広盛も古志清左衛門と同時期に、旧所領を没収された可能性が高いと思う。毛利氏が尾道町を直轄領に組み入れたのは、おそらくは天正十九年十二月以前であろうと推測される。鞆浦が毛利氏の直轄領になったのも、これからそれほど下ることはないであろう。

なお、文禄四年十一月二十六日になって、笠岡屋又左衛門尉・泉屋一相及び三上元安をそれぞれ尾道町と鞆浦の代官職に任命したのは、毛利氏領国内の新たな体制固めと考えられる。朝鮮出兵の問題はまだ解決していなかったのである。毛利氏はこれよりさき同年九月一日にも、広島城周辺の己斐・牛田・尾長・長束などの諸村を「公領」として、代官を任命している（『西国史料』）。尾道町や鞆浦に新たに代官を置いたのも、これと同じような意味合いからであろう。

(2) 尾道町衆への給地賦り

萩藩士山田重信は同家に伝わる『八箇国御配置絵図』をもとに、毛利氏の公領及び一族・家臣らの人別知行高を「郡」ごとに九冊の帳簿（『八箇国御時代分限帳』）に編成し、貞享二年（一六八五）に藩府に提出した。これらの帳簿には文禄四年から慶長二年（一五九七）頃の状況が盛られている¹²。さて、この『八箇国御時代分限帳』によると、尾道町の町衆の中にも、毛利氏から「給地」を賦られている人々がいたことが分かる。それをまとめたのが次に掲げる表1である。

戦国大名毛利氏から「給地」を賦られていても、給地高や役職などによって、表1のように三つのグループに分けることができると思う。第一の渋谷与右衛門尉は毛利氏の御用商人とされる人物であり、他の町衆に比べて給地高が断然多いのが目を引く。渋谷与右衛門尉だけがなぜこのように給地高が多いのか、尾道町の他の町衆の位置付けをも含めて検討する必要があるだろう。第二の「尾道町肝煎」（以下「町肝煎」とする）の場合、商家としての「屋号」や名字が見られ

ないから、商人ではなく尾道町の町役人と考えられる。それでは、この「町肝煎」というのは、いかなる役割を担っていたのだろうか。次に、第三の泉屋一相・笠岡屋又左衛門尉以下のグループは、「屋号」で呼ばれているものもあり、尾道町の有力な商人であった可能性が高いように思う。少なくとも、泉屋一相・笠岡屋又左衛門尉の両名の場合、毛利氏から尾道町の代官職を預け置かれる存在であった。なお、これら九名の町衆の中でも、給地高に大きな差異が認められるが、その理由についても探る必要があるだろう。表1の給人の性格を明らかにしようとすると、以上のような三つの問題について検討しなければならない。

戦国時代の尾道町の町支配を明らかにするのに、最初に検討すべきは町役人と考えられる「町肝煎」の性格であろう。ところが、この時期の「町肝煎」に関する史料は、他には全く残されていない。ただ、『八箇国御時代分限帳』の記載によると、他の公領や郡肝煎の給地高は、尾道町の「町肝煎」の二分の一から五分の一しかない。給地高の多少が毛利氏の評価に比例するならば、尾道町の「町肝煎」の役割は領国内の肝煎の中で最も重視されていたことになる。江戸時代初期の尾道町においても、「町肝煎」の存

表1 戦国最末期の尾道町衆の給地

給 人 名	国名	郡名	石高	備考	町中定
渋谷与右衛門尉	備後 備後 備後	沼隈 御調 品治	180.000 10.389 20.000		○
尾道町肝煎 助次郎 源太郎 次郎三郎	備後 備後 備後	御調 御調 御調	5.472 5.860 8.480		
泉屋一相 笠岡屋又左衛門尉 小きと善二郎 室屋又八郎 釈海 山村久二郎 大からや善三郎 甲山や新五郎 きと与三	備後 備後 備後 備後 備後 備後 備後 備後 備後	御調 御調 御調 御調 御調 御調 御調 御調 御調	32.124 17.901 13.323 6.123 2.832 16.542 6.123 8.835 8.835	小川又左衛門 小城戸 城戸	○ ○ ○ ○

* 「町中定」に○を付けたのは、元和2年3月27日付け「尾道町中定之事」（「渋谷」177）に同じ「家」名が確認できるもの

在を確認することができる。元和二年（一六一六）三月二十七日付けの「尾道町中定之事」では、町役人（年寄・月行事）の業務を処理する意味で、「きもいり」という言葉が用いられている（（渋谷二七））。また、同年四月十九日付けの「おのみち町算用之目録」では、日下に五名の町年寄と四名の肝煎の名前が挙がっている（（同上七七））。四名の肝煎のうちの一人は「きもいり」・「庄や」、残りの三人は「下きもいり」・「下庄や」と呼ばれていた（（「渋谷二五八」）。「きもいり」と「下きもいり」は、毎月の「合力銀」（報酬）として、尾道町中からそれぞれ二〇匁と八匁三步四厘を受け取っていたことが知られる（（同上））。彼ら四名の「町肝煎」は、町支配の実務を担当する一種のサラリーマンと考えることができる。なお、「きもいり」と「下きもいり」のあいだで、報酬に大きな違いが見られたのは、双方の地位や権限に厳然とした差異があったからであろう。御下米の請取状において、町年寄の「きと助兵へ」と「きもいり平右衛門」が連署しているが（（渋谷二五）、そこには「下きもいり」の名前は載せられていない。町支配の事務の執行に当たって、「下きもいり」は「きもいり」の指示を受けていたと考えてよい。つまり、「きもいり」や「下きもいり」の仕事はというと、月当番の年寄の指示を受けて、町支配の実務を執り行うことであった。しかも、それに要した費用は毎月算用して、月行事から受け取るようになっていたのである。ところで、三名の「下きもいり」相互の関係はというと、不明とせざるをえない。⁽¹³⁾

それでは、江戸時代初期の町支配の在り方は、はたして戦国時代にまで遡ることができるのだろうか。毛利氏の時代にはすでに、久保町・十四日町・土堂町という三つの町が生まれていた。しかも、「町肝煎」が三人いたわけであるから、一人の「町肝煎」が一つの町の実務を担当していた可能性もあるが、彼ら「町肝煎」の仕事の実際は不明である。他の公領や郡の肝煎に比べて、彼ら肝煎の給地高が二倍から五倍も多いことを想起すると、その役割が決して小さくないことに気付くだろう。さきに掲げた史料六によると、公領となった尾道町から毛利氏が入手できる収益は、少なくとも見積っても代錢八三一貫余と米四二石余になることが分かる。尾道町のこれらの納所高を集めたのは、代官職を預け置かれた筈岡屋又

左衛門尉と泉屋一相の二人であろうか。それとも、彼ら二人の代官を中心とする、尾道町の町支配組織がその役割を担ったのだろうか。尾道町には三名の「町肝煎」がいて、しかも他の何倍かの給地を得ている以上、後者のように町支配組織の一員としての彼らが、徴税に当たったと理解するほうが現実的であろう。尾道町の「町肝煎」の一つの役割は、このように町から屋敷錢などを収納することにあつたといえるように思う。さらに付言するならば、「町肝煎」のあいだの給地高の差は、担当する町の納所高の多少によるものと推測される。

(3) 尾道町の有力町衆の給地高

毛利氏の御用商人とされる渋谷与右衛門尉を除けば、代官職を預け置かれた泉屋一相・笠岡屋又左衛門尉を含めて六名の尾道町の有力な町衆に給地が賦られている。だが、表1から知られるように、それぞれの給地高には大きな違いが認められる。例えば、「町肝煎」の二郎三郎よりも給地が少ないものが五名いる。同じく代官職を預け置かれても、泉屋一相と笠岡屋又左衛門尉とは、給地高に倍半分の開きが認められる。そこで、これら六名の町衆に給地が賦られた理由も問題になるであろう。

さて、毛利氏が六名の町衆に給地を与えたのは、直轄領となつた尾道町支配のために、彼らが一定の役割を果たしていたためと考えられる。つまり、毛利氏への「奉公」に対する、反対給付として給地が賦られたということである。それでは、五名の町衆の給地高が、「町肝煎」の二郎三郎よりも少ないのはなぜか。次のような想定が可能であろう。給地高の少ないこれら五名の町衆は、尾道町の町支配に関わっているものの、三名の「町肝煎」と同程度か、それ以下としか評価されていない。戦国時代末期の尾道町では、屋敷錢などの徴税を始めとする、諸実務を執り行つていた「町肝煎」の役割、その存在が町衆に肩を並べるものであったのである。

同じく代官職を預け置かれても、泉屋一相と笠岡屋又左衛門尉とは、給地高に倍半分の大きな開きが認められる。こ

れもまた両者の戦国大名毛利氏との関わり方の違いによるものと考えられる。毛利輝元が天正十六年（一五八八）に京都から帰国するとき、関白豊臣秀吉が文禄元年（一五九二）に名護屋の本陣から大坂へ帰る途中に尾道町に宿泊し、笠岡屋はそのおりに「裏座敷」を宿として提供したとされる（「「輝元公御上宿日記」」¹⁵）。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦のとき、毛利氏の軍勢が美濃国大垣まで出陣した際には、一五〇の人数で加勢したと伝えられる（「「宝永二年寺社町覚書」」¹⁶）。これらの二、三の事実からも、尾道町における笠岡屋の富裕さが窺える。しかし、同家の由緒書を見る限り、毛利氏との親密な関わりが読み取れない。一方の泉屋の由緒書では、笠岡屋とは大きく様変わりしている。泉屋一相や息子の惣右衛門は広島城で毛利輝元との「御目見へ」が許されていた。また、広島城の留守居役を務めた、佐世元嘉とは懇ろな交わりを持つことができた。「妙寿院」（妙寿寺）が使者となり、輝元に銀子や米を用立てることがあった。惣右衛門の息子庄右衛門は萩で輝元・「長門守」（秀就）に、江戸でも「長門守」に「御目見へ」できた。また、周防・長門へ国替したあとも、相変わらず毛利氏から庄右衛門へ御用が仰せ付けられていた。つまり、泉屋一相らは毛利氏に「御目見へ」が許される存在であり、国替したあとも御用商人としての付き合いが続いていたという。しかも、泉屋一相宛の輝元の直書が残されていることから、そのように考えられる（「松本快藏」）。笠岡屋又衛門尉の場合と比べると、泉屋と毛利氏との間柄が大変親密であったことに気付く。泉屋一相と笠岡屋又左衛門尉との給地高の違いは、以上のような毛利氏との関わり方の違いによるものといえよう。泉屋一相とともに笠岡屋又左衛門尉を尾道町の代官に任命したのは、当町の最も富裕で優勢な町衆を味方に取り込んで、町支配をより円滑に執り行おうとする、毛利氏の深謀遠慮によるものと推測される。

そこで、改めて表1の給地高を見ると、笠岡屋又左衛門尉とほぼ同程度のものとして、小きと善二郎・山村久二郎の二人の名前を挙げることができる。彼ら二人は代官を支える立場で尾道町支配に関わっていたのであろう。尾道町の町支配に関与する町衆の中にも、代官及びそれと同レベルのものと、「町肝煎」と肩を並べる程度のものの、二つの区分があっ

たことが分かる。

三 戦国大名毛利氏と渋谷氏との関係

(1) 渋谷与右衛門尉の給地

国衆木梨元恒が「尾道町の領主」であつたとき、渋谷与右衛門尉は彼と仲違いをして、危うく当町から追放されそうになつたことはさきに述べた。毛利輝元は彼が当方の「馳走」のものであるからと、木梨方に内々に働きかけてそれを押し留めたのである。渋谷与右衛門尉は「尾道町の領主」木梨元恒と対立してまでも、毛利氏のために「馳走」しており、その働きを感謝されていたのである。その連々の「馳走」、数年の「馳走」に対して、毛利氏から二〇石、三〇石を恩給する旨の約束が何度かなされた（〔渋谷氏系〕七・三・二八）。毛利氏方では渋谷与右衛門尉のたびたびの「馳走」に対して、給地を賦つて報いる必要があると考えていたのである。

渋谷与右衛門尉が毛利氏から最初に給地を与えられたのは、天正十三年（一五八五）七月二十七日付けの備後国岩成庄打渡坪付であらう（〔木梨氏系〕五七）。このときに三町壹反の田地（分米一八石六斗）と四反半の畠地（代錢一貫三五〇文）が給与されている。ところが、その後に給地が宛て行われるのは、次に掲げる史料八の「打渡之事」まで下ることになる。

【史料八】

打渡之事

一式百石定

内

戦国大名毛利氏の尾道町支配と渋谷氏（松井）

貳拾石

持留

百八拾石

古志上地

新庄之内

以上貳百石

右之辻、以七端帆船壹艘被相定候之条、可抽馳走事肝要候、仍打渡如件、

天正十九年

十二月七日

二宮

（就辰）
太郎右衛門尉（花押）

佐世

（元惠）
与三左衛門尉（花押）

内藤

（元榮）
与三右衛門尉

林

（就辰）
肥前守

渋谷与右衛門尉殿

（渋谷辰）
（四七）

史料八の給地の内訳のうち、「貳拾石 持留」と記されているのが、天正十三年七月に打渡された備後国岩成庄内の田畠と考えられる。また、残りの沼隈新庄内の一八〇石については、古志氏の「上地」（旧領）であったものが、新たに給与されることになったのである。事実、同年十二月二十七日には、備後国沼隈郡神村一八〇石が打ち渡されている（「就辰辰」）。渋谷与右衛門尉の「馳走」に対して、毛利氏は何度となく給地の宛行いを約束しながら、天正十九年（一五九二）十二月に至るまで、その約束を一度しか守らなかったのである。それでは、従来の九倍もの給地が一度に付け加えられたのは、

どのような理由によるのであろうか。二〇〇石の給地を与える替わりに、「七端帆の船」一艘（役船）を提供せよというのである。⁽¹⁷⁾これと同じ条件の給地の打渡状が、同年十一月の中旬に三、四例ではあるが確認できる。御郷堪兵衛の場合は、「持留分」の七〇石五斗五升の残りを、新たに給与されて二〇〇石となっている^(「開闢録」卷一三七)。賀屋五右衛門・酒甲隼人らの場合は、新たに二〇〇石を給与されて「七端帆の船」の「馳走」を求められた^(「開闢録」卷一三三、佐田家文書)。豊臣秀吉の命令によって、天正十九年の春頃から、朝鮮出兵のための船の建造が始まっているから^(「小早川」四七七)、これらの給地宛行も毛利氏領国における軍船調達の手法と考えてよいだろう。

なお、「七端帆の船」を調達するためであれ、毛利氏領国内において二〇〇石もの給地を割き与えることは、彼らを毛利氏の家来として位置付け、給地に相応しい「役」の負担、つまり奉公を求めるものであった。そのため、「七端帆の船」さえ提供できれば、誰にでも二〇〇石の給地を宛行ったというわけではないだろう。尾道町の有力な町衆の中で、のちに代官職を預け置かれた泉屋や笠岡屋のような豪商でも、史料八と同じ給地の打ち渡しが行われた形跡はない。「七端帆の船」での奉公を求められたのは、渋谷与右衛門尉のように、前から毛利氏に忠節を尽くし、「馳走」していた警固衆や商人と考えることができるであろう。賀屋五右衛門は警固船の「馳走」の恩賞として、天正十八年八月二十四日付けで周防国岩国の内で五〇石の給地を与えられた^(「開闢録」卷二三四)。また、佐甲氏は毛利氏の時代も引き続き赤間関の間丸役を務めており、当町の元締的な立場にあったことが分かる^(「佐甲家文書」)。「七端帆の船」で奉公を求めるため、二〇〇石の給地を宛行う指標となったのは、それが可能となる経済力の有無はいくまでもないが、毛利氏に対する日頃の「馳走」もまた考慮されたものと推測される。

しかし、渋谷与右衛門尉への二〇〇石の給地宛行の時期は、飯田元覚・御郷堪兵衛・賀屋五右衛門・佐甲隼人助らの場合と比べると、おおよそ半月以上も遅いことに気付く。これにはいかなる理由があるのだろうか、次に掲げる史料九がそ

の謎解きの参考になると思う。

【史料九】

（折紙）

尚々御方之事も船御用意專一候、かしく、

先度者警固役之事被申越候、悉相澄候へ共、旁々懇二承候間、相調候て進之候、打渡之事者纏而可進之候、先書出し調進之候、於隙者御方可有御下候、自然無隙候者、人を成共可有御下候、将亦於其表壳船御座候者、百石式百石之程之船御聞立候て可給候、其津二無御座候者、軈なとにても御聞立頼申候、委細此者可申候、恐々謹言、

（天正十九年）

十二月十二日

二太右

就辰（花押）

洪谷与右衛門尉殿

まいる

（表紙）

洪谷与右衛門尉宛のこの手紙は、書面の内容からすると尚々書・前段・後段の三つに分けることができる。そのうち、前段はかなり難解に思えるので、「警固役之事」・「打渡之事」・「書出し」の三つの言葉に注目して検討しよう。最後のところで、まず「書出し」を調べたから、暇があればあなた自身が下向されたい、暇がなければ使いでも寄越してほしいと述べている。ここでは「書出し」は重要なものであり、手渡しすべきものと考えられているのが分かる。この「書出し」に対応するのが、やがて渡す「打渡之事」ということになる。「書出し」と「打渡之事」は一對の文書であった。つまり、両者は打渡状と打渡坪付の関係なのである。「書出し」が調えられたのは、「警固役之事」について申し越したからとされる。毛利氏に警固役を務めることを申し出て、その見返りとして新たに給地が打ち渡されるという図式である。しかし、洪谷与右衛門尉らが持ち船で将兵や兵糧を戦場に運んでも、毛利氏からその恩賞として給地の宛行が実行されたことはほ

とんどない。その唯一の例外といえるのが、史料八に見えるような、二〇〇石の給地を宛行い、「七端帆の船」一艘で「馳走」を求めるものであった。史料九の「書出し」と「警固役之事」の関係も、この唯一の例外と同じものということになる。しかも、史料九の尚々書には、「御方之事も船御用意専一候」と見える。史料九のいう「書出し」が、史料八の打渡状に当たると考えて間違いないだろう。

さて、以上の私見が認められるならば、年末詳とされてきた史料九の書状は、洪谷与右衛門尉に史料八の打渡状を手渡すため、天正十九年（一五九一）十二月十二日に書かれたものと想定できる。また、史料九の前段の文面による限り、史料八のような打渡状が発給されたのは、洪谷与右衛門尉らの懇切な申し入れに基づくものであって、毛利氏の発意によるものではないということになる。洪谷与右衛門尉への給地の宛行時期が、御郷堪兵衛らより半月以上も遅れているのはこの申し入れの時期が手間取ったことと関係するのかもしれない。

ところで、「警固役之事」はすでに準備が終わっているが、あなたがたの懇切な申し入れがあるからという書き出しは、次のような後段の表現と比べると、かなり逆説的な響きが強いように思える。つまり、尾道町で百石二百石程度の売船があれば教えて欲しい、無ければ鞆浦にでも探して欲しいと述べているが、これができるだけ多くの警固船を調達するという課題を負った毛利氏の偽らざる思いであろう。洪谷与右衛門尉は毛利氏のこの緊迫した状況を考慮して、「七端帆の船」での「馳走」を申し入れ、二〇〇石の給地が宛て行われたというのが、より現実を反映した解釈といえるであろう。尾道町の町衆でもある洪谷与右衛門尉は、史料八のこの給地の打ち渡しによって、毛利氏の家来としての位置付けをえ、またその「役」をも負担せざるをえなくなったのである。

(2) 洪谷与右衛門尉の上洛供奉

毛利輝元の天正十六年（一五八八）七月の上洛が、豊臣秀吉に臣下としての礼を採るための、威儀を正した盛大な旅で

あり、また進物などとして膨大な量の錢貨や品物が都に運ばれた、ことはさきに述べたとおりである。なお、洪谷与右衛門尉はこの上洛に供奉しただけでなく、その準備過程においても重要な役割を果たしたことが知られる。

天正十六年の上洛のために調えられた、「御召船」を仁保嶋まで曳航するため、毛利氏奉行人二宮就辰から洪谷与右衛門尉宛に次のような指示が出された。

【史料一〇】

（折紙）

又此仁飯米儀も其元にて可被相渡候く、以上、

態申候、從（鶴岡元辰）新今度の御召船進上被申候、然間此者請取ニ差出候、御方茂御出候て

可給候、左候て御船之儀、則至仁保嶋御乗下頼申候、

一水夫之儀、入次第御雇候て可然候、代之儀、御手前ニ預ケ置候を以、可有御調候、

一御船渡申候、船頭ニ定而祝言入可申候条、式百疋三百疋之間ニぎんけん一ツ被相副候て、可被遣事尤候哉、其外自然入事候ハ、可相御調候、

一水夫飯米事も、預ケ置候米先々可入程可有御遣候、追而算用可申候、委細此ニ右衛

門可被申候、尚期吉事候、恐々謹言・

（天正十六年）
六月廿四日日

二（就辰）太右

就辰（花押）

洪谷与右衛門尉殿

まいる

（洪谷就辰）
（二七七）

この指示書の内容は以下のように要約できるだろう。(1)請取の使いとともに「御召船」を仁保嶋まで乗り下る。(2)「御

召船」の曳航に必要な水夫を雇い入れる。(3)「御召船」の船頭に祝言を申し入れ、一〇〇疋から二〇〇疋のあいだに銀券

を一つ副える。(4)「御召船」の水夫の賃金や飯米、船頭の祝言の代錢、使者の飯米など預かっている米・錢で支払う。(5)「御召船」の曳航にかかった諸費用の差引の算用はあとで行う。つまり、輝元上洛のための「御召船」の曳航を、渋谷与右衛門尉は毛利氏から全面的に任されたわけである。

輝元上洛の「御召船」の曳航を任されたとすると、渋谷与右衛門尉は単なる御用商人ではなくて、「海の男」として高い評価を得ていたことになる。尾道町に本拠を置く船持ち商人、渋谷与右衛門尉には力のある船頭や水夫を集め、また差配することができた能力があつたのであろう。そのうえ、渋谷与右衛門尉は自ら船に乗り込み、任された仕事を遂行することができたのである。渋谷与右衛門尉の存在を評価するうえで、この「海の男」として船に乗ることの意味は小さくないと思う。

「海の男」としての高い評価とも関係するが、輝元上洛の準備において、渋谷与右衛門尉は海賊衆の村上衆中に「警固之儀」を申し渡したのも注目される(三二)。(三三)渋谷与右衛門尉は海賊衆の村上衆中に対して、上洛に要する船(「警固之儀」)の提供を申し入れたのである。村上吉継が毛利氏のこの申し入れを拒否したときも、その理由を問い質して返答するように指示を受けている。渋谷与右衛門尉がこのような役割を果たすことができたのは、海賊衆の村上衆中とも日頃から交りを持ち、またその存在が広く知られていたからであらう。海賊衆の村上衆中との日頃の交りがなければ、このような重要な役割を命じられることも、それを引き受けることもなかつたはずである。

ところで、毛利氏の警固大将児玉就英は渋谷与右衛門尉に、あなたも上洛することが決まったので相談したいと述べている(三二)。(三三)また、渋谷与右衛門尉宛の毛利氏奉行人の手紙にも、「御上洛御供たるべく候、其支度肝要候」と書かれている(三四)。(三五)渋谷与右衛門尉は輝元上洛の準備だけでなく、その威儀を正した盛大な旅に「御供」として加わることにしたのである。それでは、渋谷与右衛門尉の役割はというと、「代之儀承候、御方船二あり限つミ候て、御供申可罷

上候」との指示を受けていることが知られる（（渋谷氏））。関白豊臣秀吉や天皇らへの進物などのため、尾道町で可能な限りの「金銀銭」を集めて、それを輝元の一に行に従って都へ運ぶ役割を担ったのである。毛利輝元が都で西国の大名としての威厳と体面を保つには、膨大な量の「金銀銭」が必要とされたが、渋谷与右衛門尉はその調達と運送を担うことになったわけである。渋谷与右衛門尉は毛利氏から、このような役割を担える人物と見做され、また少なからず期待されていたものと推測される。

(3) 尾道町における渋谷氏の役割

天正十六年七月の毛利輝元の上洛への関わりを通して、渋谷与右衛門尉の毛利氏に対する「馳走」とはどういうものか、その一端を明らかにすることができたと思う。しかし、この事例はあくまでも特別な「ハレ」のことに属するといつてよい。そこで次に、渋谷与右衛門尉と毛利氏との通常の関わり方について触れることにする。

渋谷与右衛門尉の「馳走」として、まず目に付くのが兵糧米と代銭の運送である。

【史料一】

尾道渋谷与右衛門所ニ、兵糧預置之付而、内々遂馳走候、今度於上口似相之所候者、

可申付候、此由可申聞候、謹言、

十一月二十二日

輝元（花押）

（検封ウハ書）
「墨引」

（元秀）
栗屋宗兵衛尉殿

輝元

（渋谷）
（版）

史料一で「兵糧」と呼んでいるのは、毛利氏が渋谷与右衛門尉の蔵に預け置いた兵糧米のことである。一〇〇〇俵もの多量の米が、それも一度に預け置かれたことがある（（渋谷氏））。また、内々に「馳走」を遂げるといふのは、その兵糧米を持ち船などで戦地などに運ぶことを意味する。渋谷与右衛門尉の毛利氏に対する「馳走」の一つは、このような兵糧米

の運送にあつたといつてよい。しかし、毛利氏はなぜ尾道町の渋谷与右衛門尉の蔵に多量の米を預け置いたのか、そのことが改めて問題になるであろう。戦国時代の尾道町は遠隔地交易の拠点として栄えていて、各地から多くの船が出入りするとともに、多量の米が運び込まれた売り捌かれていた。毛利氏が渋谷与右衛門尉の蔵に預け置いた米についても、港町としての尾道町の物資の流れの中で、それほど目立つこともなく迅速に処理されたのではなからうか。渋谷与右衛門尉の蔵に預け置かれた米が、彼の持ち船だけで戦地などに運んだと考える必要はない。渋谷与右衛門尉の差配によつて、おりおりの便船に積み込み、目的地に運んだと考えるほうが素直であろう。そこで、以上の推測を検証するために、次に掲げる史料一二に注目したい。

【史料一二】

(折紙)

呉々米三十俵之事、御買被成共、又ハ御借り候て成共、先以御調頼存候、しかと不可有御油断候、

態申候、於其元米三十俵、但さぬき五斗入御短息候て、至竹原御送頼申候、

一御方御預之代之内鍛百貫、是又右之三十俵之米ニ被相副、於竹原船等御氣遣候て、悉皆御送頼存候、猶此夫遣又十郎可申候、恐々謹言、

八月十七日

二太右
就辰(花押)

渋谷与右衛門尉殿

まいる

(一八枚紙)

五斗入りの讃岐米三十俵を尾道町で何とか工面し、安芸国豊田郡の竹原まで送るように、渋谷与右衛門尉は毛利氏奉行人の二宮就辰から頼まれた。また、三十俵の米の輸送手段についても、「竹原船等」を手配して送つてほしいという。この

場合の渋谷与右衛門尉の仕事は、三十俵の米を必ず工面したうえで、それを送るための「竹原船等」を手配することまでであったといえよう。そして、預け置かれた兵糧米を運び出すのに、渋谷与右衛門尉の持ち船だけでなく、便船が使われることも少なくなかったと推測される。おりおりの便船を用いることで、兵糧米をより迅速に目的地に届けることができれば、戦略的にも好都合であったはずである。渋谷与右衛門尉の蔵に多量の米が預け置かれたのは、一つにはこのような実利的な面に対する配慮も働いたものと考えられる。むろん、毛利氏の命令で渋谷与右衛門が関わった、物資の調達や雇った水夫の飯米などにも、預け置かれた兵糧米が用いられたことはいうまでもない（「渋谷版」九二七）。

また、代銭の預け置きについても、兵糧米の取扱と相通じるものがあつたと思う。史料一二の表記に従うならば、渋谷与右衛門尉に預けてある代銭のうち、「鍛百貫」が「竹原船等」で送られることになつたのである。戦国の世は各地で激しい戦闘が続いており、膨大な戦費を食い潰していたから、代銭を急いで戦地などへ届けることもあつたと考えられる。中継貿易港である尾道町の場合、それを運ぶことのできる便船の数が少なくないので、必要とする代銭を目的地へ迅速に届けることができたはずである。渋谷与右衛門尉のもとから何度となく代銭が引き出されているが（「渋谷版」一二九）、その目的の一つはこのように他地域へ送るためであつたと推測される。

なお、次に掲げる史料一三によると、渋谷与右衛門尉は毛利氏が第三者への代銭を支払う際に、その支払い業務も任ざられていたようである。

【史料一三】

（折紙）

代之儀先百貫文之辻請取申候、相残百貫之儀者入次第従是可申入候、我等切紙無之候者、御渡有間敷候、今日者多分可御隙明候、若々爰元一兩日も御逗留候ハ、可有御見舞候、恐々謹言、

三月十四日

木次兵
元定（花押）

渋谷与右衛門尉殿

御返報

（渋谷展）
（一九）

まず差出人の木原元定であるが、毛利輝元の意向を伊勢御師村山氏に伝えており（「贈村山家返書」六六二）、彼の側近として活動していた人物と考えられる。また、史料一三の後半部分で、今日は多分（主君毛利輝元の）暇ができるから、逗留しているなら御機嫌伺いに参上してはと告げているのも、私見を補強することになるであろう。さて、ここで最初に注目したのは、「我らの切紙」を持参しなければ、預けている代金を渡さないで欲しいという注文である。別の言い方をすれば、「我らの切紙」を持参したならば、預けている代金を要るだけ渡して欲しいということでもある。つまり、渋谷与右衛門尉は毛利氏から代金を預かり、「我らの切紙」（替文）を持つてくれば、それに書かれているだけの金額を取り崩して、依頼された相手に渡していたということである。「対了願鍛拾貫文被遣候条、可被相渡候」と書かれた、天正十六年（一五八八）三月二日付けの毛利氏奉行人の切紙が残っているが（「渋谷展」二二）、これが史料一三のいう「我らの切紙」（替文）に当たるといえる。渋谷与右衛門尉は毛利氏から代金を預かるだけでなく、このような代金の支払いも任されていたのである。むろん、毛利氏が尾道町において渋谷与右衛門尉に様々な物資を調達させる際にも、彼に預け置かれたこの代金がい用いられたものと推測される。

戦国大名毛利氏が尾道町で調達した物資のうち、代表的なものが鉄炮や弾薬などの最新の武器であろう。次に掲げる史料一四は、そのうちの弾薬の入手について、渋谷与右衛門尉に「馳走」を求めたものである。

【史料一四】

合薬之儀、日本目壹斤を式文め四分五分二こ、もと千斤も式千斤も付候ハ、かい可

（折紙）

申候、代之儀者急ニ申候て、其元にてても可被相調候、いかにも急ニ候ハてハ無曲候、
遅々候ハ、不入候、恐々謹言、

十一月二十日

二太
就辰（花押）

佐与
元嘉（花押）

渋谷与右衛門尉殿

まいる

（一〇）
（渋谷辰）

鉄炮や大砲などに用いる玉薬（彈藥）は、焰硝・炭・硫黄の三種の物質を調合して作られている。なお、史料一四で「合薬」とあるのは、すでに調合した玉薬のことを指すと考えられる。²⁰「日本目老斤」を単位として購入したいということなので、中国や東南アジアから輸入したものを念頭に置いているのだろう。しかも、できるだけ早急に「千斤も弐千斤も」の量を買い求めたいという。「千斤も弐千斤も」の「合薬」があれば、鉄炮の玉にして三、五〇〇から七、〇〇〇発ぐらい打てるから、²¹毛利氏はかなりの量の玉薬を手に入れよと指示していることになる。また、「千斤も弐千斤も」の「合薬」を購入するのに要する費用、銀で二、四〇〇匁から五、〇〇〇匁もの額を、渋谷与右衛門尉に立て替えて支払えというのである。つまり、毛利氏の目からすると、渋谷与右衛門尉は博多や堺などと太いパイプを持ち、輸入品である「合薬」を多量に、しかも早急に調達できる人物と考えられていたことになる。渋谷与右衛門尉から「合薬大樽九つ」を請け取ったという、天正十八年（一五九〇）八月十八日付けの証文も残っている（²²渋谷辰）。渋谷与右衛門尉は鉄炮や大砲などの玉薬を取り扱う、あるいはそのような取引先を持つ商人であったことは間違いないだろう。また、文禄の役や関ヶ原合戦のおりに、鉄炮や大砲などの武器の売買や運送にも関わっていた（²³渋谷辰、四）。渋谷与右衛門尉には「武器商人」としての一面があったのである。毛利氏の領国においても、鉄炮は永禄十年（一五六七）以降に盛んに使われるようになり、大砲もその後まもなく用いられるようになったというから、渋谷与右衛門尉のような「武器商人」は同氏にとって必要不可欠の存在

であつたのである。洪谷与右衛門尉と戦国大名毛利氏の結び付きが深まる一つの要因は、このようなところにあつたと考えられる。

ところで、輝元上洛の「御召船」の曳航に触れて、洪谷与右衛門尉は「海の男」として大きな評価を得ていたと述べた。また、洪谷与右衛門尉が自ら船に乗り込んでいることにも言及した。以上のことは、持ち船で戦場となつてゐる伊予国に将兵を運んだり、慶長の役で朝鮮に渡つたりしていることと密接に係する（『新編 毛利氏家系図』三六・三七頁）。尾道町を本拠にしている有利さから、おりおりの便船を用いて物資の輸送に当たるといふ利便性は否定できないが、自ら船に乗り込み「馳走」といふことは、毛利氏から信頼を勝ち得る大きな要因になつたと考えられる。

なお、洪谷与右衛門尉は兵糧米・武器の他にも、瓦・普請道具・酒・香物などいろいろな商品を取り扱つてゐるが（『洪谷通』七、『洪谷』一、九・三九・四一）、これらもまた尾道町であれば手配できたといふことの証であり、彼が常に多様な品物の売買に関わつてきたといふことを意味するものではないように思われる。つまり、毛利氏が尾道町の町衆である洪谷与右衛門尉を窓口にしていれば、大抵のものを手に入れることができたといふことであらう。

むすびにかえて

洪谷与右衛門尉は戦国大名毛利氏に多方面で忠節を働いたため、「尾道町の領主」木梨元恒と反目するようになったと考えられる。ところが、毛利輝元から洪谷与右衛門尉に宛てた直書は、これまでただの一通も発見されていないのである。輝元発給のどの文書もすべて奉行人宛であつた。⁽²²⁾次に掲げる史料一五は、洪谷与右衛門尉の「馳走」を賞して、二〇石の給地宛行を約束する捻文であるが、宛所は毛利氏奉行人栗屋元秀になつてゐる。⁽²³⁾

【史料一五】

渋谷与右衛門尉事、連々別馳走之者候、然間於下廿石之地可遣置之候、弥奉公肝要之通可申聞候、謹言、

天正十

五月十一日

輝元（花押）

〔松井ハ書
（墨引）〕

粟屋惣兵衛尉殿

輝元

〔渋谷
（辰）〕

このような将来に渡って証拠価値を持つ文書さえ、まずは奉行人である粟屋元秀に宛てられ、彼から「申し聞かせる」という形をとって、本当の宛所である渋谷与右衛門尉に渡されるという、まことに面倒な文書形式が用いられたのである。²⁴ 同じように奉行人を介してその意向を伝えるだけでなく、さらにそれを受けた奉行人の捻文の副状が付けられることもあったのである（²⁵）。このような文書様式を見る限り、毛利輝元と渋谷与右衛門尉とのあいだには、埋めることができない大きな溝があったと考えられる。

ところで、二階藤左衛門尉の場合もまた、毛利元就の時代から持ち船で兵糧や道具などの運送を依頼されており、毛利氏のために随分の「馳走」をしていたことが知られる（²⁶）。渋谷与右衛門尉と比べると、武器などを調達する商人としての側面よりも、廻船業者としての側面が強いように思われる。そこで、二階藤左衛門尉の関係文書の宛所について調べると、いずれも奉行人など彼を指揮をする人物の名前になっていることに気付くだろう。つまり、奉行人らを介して、「申し聞かせる」・「申し渡す」という形が採られているのである。このような面倒な文書様式が用いられるのは、渋谷与右衛門尉宛の文書と同じである。

では、渋谷与右衛門尉と二階藤左衛門尉との共通点かというと、どちらの場合も感状や軍忠状が全く残されておらず、

毛利氏のために「武士」として戦場で戦った徴証が見い出せないことである。⁽²⁵⁾ 彼ら二人の場合、毛利氏の傘下にある、有力な商人・廻船業者であっても、戦場で戦うための要員、つまり「武士」ではなかったということであろう。そのため、毛利元就や孫の毛利輝元らは、商人・廻船業者としての彼らを、直ちに「家来並」に取り扱うことをせず、一步身を引いた文書様式を用いたものと推測される。小早川隆景が「岩城屋」(商人)に対して、安芸国豊田郡の生口島調略の通りの彼の「馳走」を賞したり、その内々の「馳走」に恩賞を与えたりするときも、宛所はいずれも奉行人と思われる人物であった^(松本快藏)。

なお、渋谷与右衛門尉の商人としての性格を考えると、名前の表記が「しふや与右衛門尉殿」^(五・渋谷通)・「しふ屋与右衛門尉様」^(三九・四一) というように、平仮名を用いたものがあるのも看過できないだろう。渋谷与右衛門尉の子孫を呼ぶのに、江戸時代に入ると自称・他称とも「しふや」と平仮名を用いるようになった。漢字を用いて「渋谷」と書くことはなかったのである。⁽²⁶⁾ また、渋谷与右衛門尉が商人・廻船業者と考えられていたということであれば、屋号の「屋」を用いて「渋谷」と書いた例が少なくないのも頷ける^(四一八他)。

だが、同じ尾道町の町衆でありながらも、代官職を預け置かれた泉屋一相の場合、広島城で毛利輝元への「御目見へ」が許されていたと伝えられ、また贈答品に対する謝意を伝える毛利輝元の直書が残されているのが想起される^(四一五他)。泉屋一相は毛利輝元への「御目見へ」が許され、⁽²⁷⁾ その直書をも手に行うことができたわけである。それでは、泉屋一相と渋谷与右衛門尉とのあいだの、この大きな待遇の開きは何によるのであろうか。泉屋一相は毛利輝元に銀子や米を用立てたとも伝えられており、毛利氏が周防・長門へ国替したあとも御用が仰せ付けられたことから、泉屋の富裕さと毛利氏との交わりの深さ、それに尾道町における泉屋の地位の高さが、このような顕著な差異を生んだものと考えられる。

洪谷与右衛門尉は尾道町の町衆として、毛利氏のため随分「馳走」したにも関わらず、商人・廻船業者としての性格が強かったため、文書様式のうえでは一步下がった取り扱いしか受けなかったといえる。また尾道町における洪谷与右衛門尉の地位が、泉屋一相らより低かったことも、その一つの要因になったと推測される。ただし、毛利輝元側近の奉行人が洪谷与右衛門尉に直接に指示を与え、その言葉遣いがかかなり丁重であつたことも看過できない。そのうえ、「田麦三分の一公納」の件を直々に伝達するなど、破格の細かな気配りがなされていることも注目される（〔洪谷版〕）。洪谷与右衛門尉は木梨氏の支配する、尾道町の町衆でありながらも、毛利氏のために武器を買い調えるとともに、兵糧米や代銭などを保管し素早く目的地へ届け、さらに將兵までも戦場に運ぶなどして活躍したわけだから、毛利氏にとって非常に重宝な存在であつたことは言うまでもないし、このように内々に特別な待遇を受けたのも十分頷ける。

註（１）將軍足利義尹が大内義興に擁せられて上洛するにつき、備後

編Ⅳの文書番号である。

守護山名致豊は国衆に対して永正四年（一五〇七）十二月十三日付けで、尾道・鞆にも御寄宿されるから「国次」の「馳走」するように命じている（〔四國志〕）。また、関白豊臣秀吉が天

正十五年（一五八七）三月に島津氏攻めのため九州に赴いたおりにも、予定になかった尾道町に立ち寄っている（〔不勲〕）。

このいずれの場合も、港町として繁栄する尾道町の「富」に注目した結果と考えられる。なお、本稿では、典拠を丸括弧の中に、割註で「小川」二のように表記しているが、これは以下断らない限り大日本古文書か『広島県史 古代中世資料

（２）長沼賢海氏はつとに洪谷家文書について検討し、洪谷氏は船手や船頭などを差配できるから、尾道に代々土着していた「平和な海賊」と考えられ、毛利氏の勢力が当地に及んでからその御用商人になったのであろうと述べた（『尾道郷土史論』一九三二年）。その後、青木茂氏は『尾道市史』中巻（一九三九年）を著し、戦国大名毛利氏の御用商人としての洪谷氏の姿や「尾道町の領主」としての木梨氏について言及した。毛利氏が尾道町を支配するようになったのは、青木氏によると「弘治・永祿の頃」とされるようである。この青木

説はその後さらに限定的に受け止められ、毛利氏は弘治元年（一五五五）の厳島合戦後まもなく尾道町を支配下に収めたとする説（脇坂昭夫「近世港町の成立過程―備後尾道の場合―」、『広島大学文学部紀要』二二・二、一九六三）が定着する。ところが、尾道町と毛利氏との関係を脇坂氏のように考えると、「尾道町の領主」としての木梨氏が存在が浮き上がってしまう。近年の及川 亘「中・近世移行期の都市商人と町」（『中世人の生活世界』、一九九六年）などに至るまで、木梨氏と尾道町との関係を十分視野に入れないまま、戦国時代の尾道町に関する議論がなされているので、その解釈に幾分の無理も認められるように思う。

(3) 佐々木銀弥「戦国大名支配と商業」（『戦国時代』、一九七八年）及び秋山伸隆「戦国大名毛利氏の流通支配の性格」（『産業の発達と地域社会』、一九八二年）を参照。

(4) 尾道権現山（千光寺山）に城を築いた木梨氏を、青木 茂氏は註（2）の『尾道市史』中巻で、一方では「尾道町の領主」と考え、もう一方では毛利氏の「配下」と理解している。そのために、木梨氏の「尾道町の領主」としての立場は弱いものになっている。戦国大名毛利氏と国衆木梨氏とが、尾道町の支配をめぐって対立する立場にあったというのは、あくまでも松井の私見である。なお註（2）の及川論文にも、「尾道

戦国大名毛利氏の尾道町支配と渋谷氏（松井）

を勢力基盤としていた木梨元恒」という表現がある。

(5) 「木梨先祖由来書」（青木 茂『新修 尾道市史』第一巻、一九七一年）。

(6) 備後国の鋳物師について、藤井 昭「芸備の鋳物師とその作品」（『広島県史 中世』、一九八四年）を参照。なお、「真継」一のように表記したものは、『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』の番号である。

(7) 小早川隆景は浮田直家が毛利氏に叛いたおり、天正七年（一五七九）十月五日付けで、境目の要害を守ったことを賞して、木梨元恒に一〇〇〇貫の地を恩給するように毛利輝元に推挙する約束をしている。また、小早川隆景はこれ以前に木梨元恒の父隆盛と兄弟の契約を結んでいる（備後国史）。毛利元就や小早川隆景はまだ木梨隆盛・元恒父子を丁重に應對する必要があったと考えられる。

(8) 松浦義則氏は若狭国の小浜を例にとつて、戦国時代になると港は「一種の公共の場」と化し、いろいろな大名が代官や手代を港に派遣して、自分の領国からくる船に課税するようになる（と説く）（『中世越前・若狭の歴史的特質』、『福井県史研究』一三号別冊、一九九五年）。備後国の尾道町においても、これと同じような現象が見られたものと推測される。毛利氏が河野氏救援のため永禄十一年（一五六八）十一月に伊予国

戦国大名毛利氏の尾道町支配と洪谷氏（松井）

に軍勢を送ったとき、乃美宗勝指揮下の小早川警固衆は自領の「三原・忠海・高崎・竹原」などの津々浦々だけでなく、「鞆・笠岡・尾道」からも出船している（通）。尾道町にも小早川警固衆が滞在していて、警固船を警留することができたのである。史料三の「尾道の代官所」というのも、毛利氏が物資の調達や課税のため、尾道町に置いていた代官所（出張所）と理解してよいだろう。

(9) 鞆浦の代官に任じられた三上元安は、まもなく豊後守を称するようになるが、鞆浦の町支配について全く明証が得られないので、その主たる任務は朝鮮の戦場に送る兵糧米の調達にあったと考えられる（尾道註）。

(10) 松浦義則「統一政権と毛利氏」（『広島県史 近世1』、一九八一年）参照。

(11) 「木梨先祖由来書」は註（5）に同じ。

(12) 河村昭一「八箇国御時代分限帳」注（千代田町史 古代中世史料編、一九八七年）を参照。なお、『八箇国御時代分限帳』では、表1の給人名のうち、洪谷与右衛門尉以外の人々は「下分之類」に入っている。だが、このような分類は作成者である山田重信の発意に基づくもので、「天正・文禄期および貞享二年」のいずれの状況を反映したものでもないと思われる。なお、木村忠夫『「八箇国御配置図」について』（『山

口県地方史研究」四五、一九八一年）も併せて参照。

(13) 尾道町には久保・十四日・土堂の三つの町があったわけだから、三人の「下きもいり」がそれぞれ一町を担当していた可能性も否定できない。「下きもいり喜助」一人が月行事から飛脚船賃・飯米代銀を請け取っている例もあるので（洪谷）、その相互の役割については今後検討が必要である。

(14) 註（2）の及川論文でも、久保・十四日・土堂の三つの町に肝煎が一人ずつ置かれた可能性に言及している。

(15) 「宝永二年寺社町覚書」（青木 茂『尾道市史』中巻、一九三九年）。

(16) 「泉屋由緒書」（青木 茂『尾道市史』中巻、一九三九年）。

(17) 慶長五年（一六〇〇）九月の関ヶ原合戦のおり、洪谷与右衛門尉の「役船」で「たて板」（楳板）や「石火矢」（大砲）などが運ばれている（尾道註）。ここで「役船」というのは、さきに二〇〇石の給地の替わりに「馳走」すべきものとされた「七端帆の船」に当たると考えられる。

(18) 萩藩の御船手組に属したのだけでも、賀屋五右衛門（尾道註）飯田元寛（同上）・御郷堪兵衛（同上）が二〇〇石の給地の見返りとして「七端帆船老艘」での「馳走」を求められている。その他に、二階氏や高井氏らも、同じように二〇〇石の給地が与えられたようである（尾道註）。また、

赤間関の間丸役である佐甲隼人の場合も、彼らと同じ打渡状が与えられている（岸田裕之「大名領国下における赤間関支配と間丸役佐甲氏」、『内海文化研究紀要』一六、一九八八年）。同じく赤間関の間丸役を務めた伊藤木工允についても、二〇〇石の給地が確認できるから、佐甲氏と同様な扱いと考えられる（^{（八四四四）}（^{（八四四四）}）なお、あとで触れる佐甲家文書については、前掲の岸田論文に紹介されたものによる。

- (19) この私見が的はずれでなければ、渋谷与右衛門尉もまた泉屋一相と同じく、毛利輝元への「御目見え」が叶ったことになる。なお、後述するように、渋谷与右衛門尉に対して、毛利氏の手厚い配慮が見られるので、このような「御目見え」も可能性としては十分考えられる。

- (20) 鉄炮・大砲などの火器については、宇田川武久「近世初頭における火器の普及と生産」、『国立歴史民俗博物館研究報告』二五、一九九〇年）を参照。

- (21) 豊臣秀吉が小早川隆景に武器の備蓄を命じた、文禄二年（二五九三）七月二十七日付けの朱印状（^{（五〇九）}（^{（五〇九）}）によると、鉄炮の五四、五〇〇に対して弾薬（煇硝四五〇斤・薬八〇〇斤・硫黄四五斤）となっている。この玉と弾薬の比率を利用すれば、「合薬」一、〇〇〇斤に対して玉三、五〇〇ということになる。

戦国大名毛利氏の尾道町支配と渋谷氏（松井）

- (22) 註(2)の及川論文でも、渋谷与右衛門尉宛の毛利氏の命令・通達が奉行人を介して伝達されることに關して、「毛利氏の直臣ではない渋谷氏」という表現があり、そのため「毛利氏に束縛されない自由な側面を多分に備えていた」との指摘が見られる。しかし、渋谷与右衛門尉も毛利氏から給地を与えられている以上、及川氏のように「毛利氏の直臣ではない」といえるのか、私にはいささか疑問が残る。ただし、渋谷与右衛門尉はもともと商人・廻船業者でもあるわけだから、毛利氏からの給地に応じた「役」を務めさせれば、それ以外の面で毛利氏の束縛を受けることがなかったと考えてよいだろう。

- (23) 宛所の粟屋惣兵衛尉はこれまで「就秀」とされてきたが、年未詳の十月十五日付け毛利氏奉行人連署書状（^{（五〇九）}（^{（五〇九）}）では「元秀」になっているので、彼の名前をこのように改めることにした。なお、渋谷与右衛門尉と毛利輝元との結び付きが確認できる文書のうち、この史料一五が最も古いものであることはさきに述べたとおりである。したがって、渋谷与右衛門尉が毛利氏との結び付きを強め、「御馳走」を致すようになったのは、少なくとも天正十年（一五八二）よりも前ということになる。

- (24) 史料一五では「掇文」が用いられている。「掇文」は薄札な

封式であるため、元来は「内々」の意思疎通ができる、気の置けない親しい間柄の人々のあいだの意思伝達の媒体であった。また、目上の人からの「直々」の意思伝達の媒体としても用いられた。毛利輝元にとつて、渋谷与右衛門尉が「内々」の間柄でなければ、その「直々」の意思を伝えようとすると、自ずから宛所は奉行人ということにならざるをえない。しかし、渋谷与右衛門尉が史料一五を手にしたとき、宛所が奉行人であつたにしても、そこに毛利輝元の「直々」の意向を読み取ることができるという仕組みである。

- (25) 戦国時代の伊賀国や大和国では、戦場で軍功を挙げることで「侍成」の契機であつたと報告されている（西村幸信「中近世移行期における侍衆と在地構造の転換」、『ヒストリア』一五三、一九九七年）。戦場で戦う「武士」でなければ、渋谷与右衛門尉のように「侍」身分であつても、「家来」として処遇でなかつたのではないかと推測される。

- (26) 「渋谷家文書 解説」（『広島県立文書館収蔵文書目録 第一集、一九九四年』を参照）。

- (27) 私は註（19）において、渋谷与右衛門尉も毛利輝元への「御目見え」が叶つた可能性があると述べた。私見が認められるならば、泉屋一相と渋谷与右衛門尉との違いは、その遣り方など程度問題ということになる。

「付記」

大西屋に伝わつた「渋谷家文書」は、故渋谷辰男氏から平成三年五月七日に広島県立文書館に寄贈され、『広島県立文書館収蔵文書目録』第一集にその詳細な目録が収録されている。本稿では大方の参照の便をも考え、『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』の文書番号を用いて、「渋谷辰」一二のように表記しているが、前掲の文書目録第一集の「渋谷家文書目録」では、原秩序を踏まえて独自の登録番号を与えている。

なお、「渋谷家文書目録」の解説で、故渋谷謹次氏所蔵の文書に触れて、「小物屋の末孫」の家に伝わつた文書という、断定的な書き方をしたのは誤りであることにあとで気付いた。本稿で「渋谷謹」五のように表記した文書の中にも、江戸時代末期に大西屋に伝来していたものも含まれており、また小物屋が天明六年（一七八六）九月に尾道町を離れざるをえなくなり、その後の子孫の消息も定かでないという説もあるので、誤解を与えるような断定的な表現は厳に慎むべきであつたと考えている。戦国大名毛利氏と渋谷与右衛門尉との関わりについて検討したのを機に、今後の正確を期すために一言書き添えておく。

（まつい てるあき 主任研究員）